

新潟市犯罪被害者等支援推進計画 進捗管理表(令和5年度実績及び令和6年度実施計画)

(1) 相談及び情報の提供 【取組所属：市民生活課、広聴相談課、児童相談所、各区健康福祉課、男女共同参画課、こころの健康センター、消費生活センター、学校支援課】

区分	番号	取組名	令和5年度の実績	令和6年度 実施計画	担当課
1. 相談及び情報の提供【条例第13条関係】	(1)	犯罪被害者等支援総合窓口の設置	<p>犯罪被害者等の様々な相談や各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、総合的に対応できる窓口の運営を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 (18 件)</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害者等の様々な相談や各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、総合的に対応できる窓口の運営を行う。</p>	市民生活課 安心・安全推進室
	(2) ア	市民・専門相談	<p>犯罪等の被害に起因する様々な問題の解決に向け、そのきっかけとなるために、相談員による市民相談のほか、弁護士による法律相談をはじめ司法書士、行政書士、税理士などの専門家による無料相談を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 (3,553 件)</li> </ul>	<p>犯罪等の被害に起因する様々な問題の解決に向け、そのきっかけとなるために、相談員による市民相談のほか、弁護士による法律相談をはじめ司法書士、行政書士、税理士などの専門家による無料相談を行う。</p>	広聴相談課 市民相談室
	(2) イ	児童虐待等に関する相談	<p>児童虐待等の被害を受けた心理的影響や子供に関する様々な心配事などの相談に対して、専門的な支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 (1,599件)</li> </ul>	<p>児童虐待等の被害を受けた心理的影響や子供に関する様々な心配事などの相談に対して、専門的な支援を行う。</p>	児童相談所

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
1. 相談及び情報の提供 【条例第13条関係】	(2) ウ	子どもに関する相談	子育てに関する様々な困りごとに関する相談に対応した。 ・相談件数（区対応件数2,426件） 北区 120件 東区 552件 中央区 330件 江南区 218件 秋葉区 323件 南区 101件 西区 670件 西蒲区 112件	子育てに関する様々な困りごとに関する相談に対応する。	各区健康福祉課 (こども家庭課)
	(2) エ	DVに関する相談	配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力被害の悩みに対して、専門的な支援を行った。 ・相談件数 (2,512件)	配偶者やパートナーなど親密な関係にある者からの暴力被害の悩みに対して、専門的な支援を行う。	男女共同参画課
	(2) オ	女性に関する相談	夫婦や家族の問題や女性に関する悩みに対し専門の女性相談支援員が相談に対応した。 ・相談件数 (北区276件) ・相談件数 (東区551件) ・相談件数 (中央区312件) ・相談件数 (江南区 190 件) ・相談件数 (秋葉区 197 件) ・相談件数 (南区 212 件) ・相談件数 (西区 500 件) ・相談件数 (西蒲区113件)	夫婦や家族の問題や女性に関する悩みに対し専門の女性相談支援員が相談に対応する。	各区健康福祉課

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
1. 相談及び情報の提供 【条例第13条関係】	(2) カ	福祉に関する総合的な相談	高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉に関する様々な相談に対応した。 【犯罪被害者等から受けた福祉相談】 ・件数（北区・東区・中央区・江南区・秋葉区・南区・西区・西蒲区0件）	高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉に関する様々な相談に対応する。	各区健康福祉課
	(2) キ	こころの健康に関する相談	こころの健康や精神科受診に関する事など精神保健に関する問題について、来所や電話、メールでの相談に応じ、専門的な助言や指導、関係機関の情報提供などを行った。 ・相談件数（5件） ※犯罪被害者等支援に関する実績	こころの健康や精神科受診に関する事など精神保健に関する問題について、来所や電話、メールでの相談に応じ、専門的な助言や指導、関係機関の情報提供などを行う。	こころの健康センター
	(2) ク	消費生活に関する相談	悪質商法や特殊詐欺の被害を含む消費生活全般についての相談に応じ、問題の解決に向けた支援を行った。 ・相談件数（4,095件）	悪質商法や特殊詐欺の被害を含む消費生活全般についての相談に応じ、問題の解決に向けた支援を行う。	消費生活センター
	(2) ケ	学校における被害者支援相談	犯罪被害者等の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談センターなどによる各種相談を行い、児童・生徒の抱える問題の解決に向けた支援体制を整えている。 ・相談件数（0件）	犯罪被害者等の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談センターなどによる各種相談を行い、児童・生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行う。	学校支援課

(2) 心身に受けた被害及び影響からの回復 【取組所属：市民生活課、保険年金課、障がい福祉課、こども家庭課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
2. 心身に受けた被害及び影響からの回復【条例第14条関係】	(1)	カウンセリング費用の助成	<p>犯罪被害者等が、心理的外傷（PTSD）やその他の犯罪等により心身に受けた被害や影響から回復するために、臨床心理士等の専門家から受けるカウンセリング費用の助成を行える体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請件数（0件）</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害者等が、心理的外傷（PTSD）やその他の犯罪等により心身に受けた被害や影響から回復するために、臨床心理士等の専門家から受けるカウンセリング費用の助成を行う。</p>	市民生活課 安心・安全推進室
	(2) ア	障害基礎年金の支給	<p>犯罪等により65歳までに一定の障がいの状態になった方で、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や、20歳時に一定の障がいの状態にある方が障害基礎年金を請求された時に請求書を受付け、日本年金機構へ進達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害基礎年金受付総数（519件）</li> </ul>	<p>犯罪等により65歳までに一定の障がいの状態になった方で、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や、20歳時に一定の障がいの状態にある方が障害基礎年金を請求された時に請求書を受付け、日本年金機構へ進達する。</p>	保険年金課
	(2) イ	特別障害給付金の支給	<p>犯罪等により障がいの状態になったにも関わらず、国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できなかった方が特別障害給付金を請求された時に請求書を受付け日本年金機構へ進達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害給付金受付総数（1件）</li> </ul>	<p>犯罪等により障がいの状態になったにも関わらず、国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給できなかった方が特別障害給付金を請求された時に請求書を受付け、日本年金機構へ進達する。</p>	保険年金課
	(3)	身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付	<p>犯罪等により障がいの状態になり、障がい者手帳を交付された方に、各種障がい福祉サービスや援助の提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳所持者数（身体：26,852人、精神：8,299人）</li> </ul>	<p>犯罪等により障がいの状態になり、障がい者手帳を交付された方に、各種障がい福祉サービスや援助の提供を行う。</p>	障がい福祉課

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
2. 心身に受けた被害及び影響からの回復【条例第14条関係】	(4) ア	特別障がい者手当の支給	20歳以上の方で、犯罪等により重度の障がいがあり、日常生活を送る上で常時特別の介護を必要とする在宅の方へ手当を支給した。 ・年度末受給者数 (1,088 人)	20歳以上の方で、犯罪等により重度の障がいがあり、日常生活を送る上で常時特別の介護を必要とする在宅の方へ手当を支給する。	障がい福祉課
	(4) イ	障がい児福祉手当の支給	犯罪等により障がいの状態になった20歳未満の児童に対して、その障がいによって生じる特別の負担を軽減するために手当を支給した。 ・年度末受給者数 (408 人)	犯罪等により障がいの状態になった20歳未満の児童に対して、その障がいによって生じる特別の負担を軽減するために手当を支給する。	障がい福祉課
	(4) ウ	特別児童扶養手当の支給	犯罪等により心身に重度または中程度の障がいが生じた20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給した。 ・年度末受給者数 (2,013 人)	犯罪等により心身に重度または中程度の障がいが生じた20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。	障がい福祉課
	(5) ア	自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合に、医療費の一部を公費負担できる体制を整備した。 ・支給件数 (654 件)	18歳未満の児童が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合に、医療費の一部を公費負担できる体制を整備する。	こども家庭課

区分	番号	取組名	令和5年度の実績	令和6年度 実施計画	担当課
2. 心身に受けた被害及び影響からの回復【条例第14条関係】	(5) イ	自立支援医療(更生医療)	<p>障がい者手帳の交付を受けている方が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担できる体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給人数 (3,641人)</li> </ul>	<p>障がい者手帳の交付を受けている方が、指定されている医療機関で手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担できる体制を整備する。</p>	障がい福祉課
	(5) ウ	自立支援医療(精神通院医療)	<p>精神疾患の外来通院にかかる医療費の一部を公費負担できる体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給人数 (15,152人)</li> </ul>	<p>精神疾患の外来通院にかかる医療費の一部を公費負担できる体制を整備する。</p>	障がい福祉課

(3) 日常生活の支援及び配慮 【取組所属：幼保運営課、こども家庭課、こども政策課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
3. 日常生活の支援及び配慮【条例第15条関係】	(1)	一時保育（一時預かり）サービスの提供	<p>犯罪等の被害に関連した各種手続きなど、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった小学校就学前までの乳幼児について、保育施設での一時預かりを引き受けることのできる体制の整備を行った。</p> <p>・件数（273施設）</p>	<p>犯罪等の被害に関連した各種手続きなど、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった小学校就学前までの乳幼児について、保育施設での一時預かりを引き受けることのできる体制の整備を行う。</p>	幼保運営課
	(2)	母子生活支援施設への入所措置	<p>犯罪等の被害により母親が一人で子育てをすることが困難な状況にある場合、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子世帯の自立に向けた支援ができる体制の整備を行った。</p> <p>・件数（15件）</p>	<p>犯罪等の被害により母親が一人で子育てをすることが困難な状況にある場合、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子世帯の自立に向けた支援ができる体制の整備を行う。</p>	こども家庭課
	(3)	子育て短期支援（ショートステイ）サービスの提供	<p>保護者の方が犯罪等の被害で入院するなどにより一時的に乳幼児（2ヵ月～3歳未満）の養育ができない場合に、市が委託契約している施設で預かる（宿泊を伴う）ことのできる体制の整備を行った。</p> <p>・日数（30日）</p>	<p>保護者の方が犯罪等の被害で入院するなどにより一時的に乳幼児（2ヵ月～3歳未満）の養育ができない場合に、市が委託契約している施設で預かる（宿泊を伴う）ことのできる体制の整備を行う。</p>	こども家庭課
	(4)	ひとり親家庭等に対する日常生活支援	<p>ひとり親家庭の母または父及び寡婦が、一時的に介護や保育、家事手伝いなどの日常生活支援を必要とする場合、家庭生活支援員を派遣できる体制の整備を行った。</p> <p>・件数（53件）</p>	<p>ひとり親家庭の母または父及び寡婦が、一時的に介護や保育、家事手伝いなどの日常生活支援を必要とする場合、家庭生活支援員を派遣できる体制の整備を行う。</p>	こども政策課

(4) 安全の確保 【取組所属：市民生活課、市民税課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
4. 安全の確保 【条例第16条関係】	(1)	住民基本台帳事務における支援措置	<p>DV及びストーカー行為などの被害者から住民基本台帳事務における支援措置について希望する申出があり、その必要性が認められる場合、相手方からの所在確認を目的とした住民票や戸籍の附票の請求を制限し、支援措置申出者の保護を図ることのできる体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 (603 件)</li> <li>※令和5年12月1日現在</li> </ul>	<p>DV及びストーカー行為などの被害者から住民基本台帳事務における支援措置について希望する申出があり、その必要性が認められる場合、相手方からの所在確認を目的とした住民票や戸籍の附票の請求を制限し、支援措置申出者の保護を図ることのできる体制の整備を行う。</p>	市民生活課
	(2)	税の諸証明の発行制限	<p>DV及びストーカー行為などの被害者から税の諸証明（所得証明など）の発行制限について希望する申し出がある場合及び住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合、発行を制限し、被害者の保護を図ることのできる体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数 (130 件)</li> </ul>	<p>DV及びストーカー行為などの被害者から税の諸証明（所得証明など）の発行制限について希望する申し出がある場合及び住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合、発行を制限し、被害者の保護を図ることのできる体制の整備を行う。</p>	市民税課

(5) 居住の安定 【取組所属：住環境政策課、市民生活課】

区分	番号	取組名	令和5年度の実績	令和6年度 実施計画	担当課
5. 居住の安定 【条例第17条関係】	(1)	市営住宅の入居支援	<p>犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を2枚配布し、優先的な取り扱いを行い、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を3枚配布し、優先的な取り扱いを行った。</p> <p>また、緊急に迫られる事情がある場合は、目的外による入居支援に取り組める体制を整えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪等により重症病を負った犯罪被害者等に対する優遇措置件数 (0件)</li> <li>・DV被害者に対する優遇措置件数 (12件)</li> <li>・目的外使用件数 (0件)</li> </ul>	<p>犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を2枚配布し、優先的な取り扱いを行い、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力により従前の住宅への居住が困難となった方に対しては、抽選札を3枚配布し、優先的な取り扱いを行う。</p> <p>また、緊急に迫られる事情がある場合は、目的外による入居支援に取り組む。</p>	住環境政策課
	(2)	転居費用の助成	<p>犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成を行うことのできる体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請件数 (2件)</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成を行うことのできる体制の整備を行う。</p>	市民生活課 安心・安全推進室

区分	番号	取組名	令和5年度の実績	令和6年度 実施計画	担当課
5. 居住の安定 【条例第17条関係】	(3)	物件探しの支援	<p>犯罪被害者等の民間賃貸借住宅への転居に際し、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、「居住支援法人」をご紹介するなど、関係団体の協力のもと物件探しについて支援を行うことのできる体制の整備を行った。</p> <p>・相談件数 (0 件)</p>	<p>犯罪被害者等の民間賃貸借住宅への転居に際し、住宅の確保に特に配慮が必要な場合、「居住支援法人」をご紹介するなど、関係団体の協力のもと物件探しについて支援を行うことのできる体制を継続する。</p>	住環境政策課

(6) 雇用の安定 【取組所属：福祉総務課保護室、こども政策課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
6. 雇用の安定 【条例第18条関係】	(1)	生活困窮者への自立相談支援	<p>犯罪等の影響により職を失うなど経済的に困窮している方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行うことのできる体制の整備を行った。</p> <p>○相談およびプラン作成件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援プラン 684件</li> <li>・うち就労支援プラン 272件</li> <li>・うち就労・増収した件数 149件</li> </ul>	<p>犯罪等の影響により職を失うなど経済的に困窮している方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行うことのできる体制の整備を行う。</p>	福祉総務課 保護室
	(2) ア	高等職業訓練促進給付金の助成	<p>母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の費用の一部を修了後に助成できる体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練促進給付金申請件数 (18件)</li> <li>・修了支援金申請件数 (8件)</li> </ul>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その修業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の費用の一部を修了後に助成できる体制の整備を行う。</p>	こども政策課
	(2) イ	自立支援教育訓練給付金の助成	<p>母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力の向上のため国が指定する講座などを受講する場合に、その受講経費の一部を助成することのできる体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請件数 (6件)</li> </ul>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父が、職業能力の向上のため国が指定する講座などを受講する場合に、その受講経費の一部を助成することのできる体制の整備を行う。</p>	こども政策課

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
6. 雇用の安定 【条例第18条関係】	(3) ア	ひとり親家庭等への就業・自立支援	ひとり親家庭の母または父の自立の促進及び子どもの健全な育成を図るために、本市と新潟県が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会に委託して、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を開設し、専門の相談員による生活・就職相談や養育費相談などを実施することのできる体制の整備を行った。 ・相談件数 (200 件)	ひとり親家庭の母または父の自立の促進及び子どもの健全な育成を図るために、本市と新潟県が共同で新潟県母子寡婦福祉連合会に委託して、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を開設し、専門の相談員による生活・就職相談や養育費相談などを実施することのできる体制の整備を行う。	こども政策課
	(3) イ	ひとり親家庭等への自立支援プログラム策定	ひとり親家庭等の母または父に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行うことのできる体制の整備を行った。 ・件数 (22 件)	ひとり親家庭等の母または父に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行うことのできる体制の整備を行う。	こども政策課

(7) 経済的負担の軽減 【取組所属：市民生活課、保険年金課、こども政策課、幼保運営課、学務課、各区保護課・健康福祉課、福祉総務課保護室】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
7. 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】	(1)	犯罪被害者等見舞金の支給	<p>犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対して、被害の早期回復及び軽減を図るため、見舞金の支給を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給件数（7件）</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に対して、被害の早期回復及び軽減を図るため、見舞金の支給を行う。</p>	市民生活課 安心・安全推進室
	(2)	犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付け	<p>犯罪等の被害を受けたために資金を必要とする犯罪被害者等に対して、無利子での資金の貸付（上限50万円）を行うことのできる体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請件数（0件）</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪等の被害を受けたために資金を必要とする犯罪被害者等に対して、無利子での資金の貸付（上限50万円）を行うことのできる体制の整備を行う。</p>	市民生活課 安心・安全推進室
	(3)	交通遺児等支援事業	<p>交通事故により保護者を亡くし、または保護者が重度の後遺障害を負った家庭の中学生以下の子どもを対象として、激励金の支給や研修旅行などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一律3万円の激励金の支給（15件）</li> <li>・入学・卒業祝金の贈呈（7件）</li> <li>・新潟県交通災害共済加入の扶助（20件）</li> </ul>	<p>交通事故により保護者を亡くし、または保護者が重度の後遺障害を負った家庭の中学生以下の子どもを対象として、激励金の支給や研修旅行などを実施する。</p>	市民生活課 安心・安全推進室
	(4) ア	国民健康保険料の障がい者減免	<p>国民健康保険加入世帯で、犯罪等により障がいの状態になり、かつ、生活が著しく困難となったなどの理由を有する場合で、保険料の納付が困難になったと認められるときは、申請により保険料の減免を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数（1,947件）</li> </ul>	<p>国民健康保険加入世帯で、犯罪等により障がいの状態になり、かつ、生活が著しく困難となったなどの理由を有する場合で、保険料の納付が困難になったと認められるときは、申請により保険料の減免を実施する。</p>	保険年金課

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
7. 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】	(4) イ	国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免	国民健康保険加入世帯で、犯罪等の被害により地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する状態となった場合、申請により状況に応じた保険料の減免を実施した。 ・件数 (513 件)	国民健康保険加入世帯で、犯罪等の被害により地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する状態となった場合、申請により状況に応じた保険料の減免を実施する。	保険年金課
	(5) ア	遺族基礎年金の支給	犯罪等により死亡した方が、死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある場合、その方に生計を維持されていた子どものいる配偶者や子ども(18歳に到達した最初の3月31日まで、障がいのある方は20歳になるまで)に対して遺族基礎年金請求書を受け付けできる体制の整備を行った。 ・受付件数 (0 件)	犯罪等により死亡した方が、死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間及び免除期間が2/3以上ある場合や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある場合、その方に生計を維持されていた子どものいる配偶者や子ども(18歳に到達した最初の3月31日まで、障がいのある方は20歳になるまで)が遺族基礎年金を請求された時に請求書を受け付け、日本年金機構へ進達する。	保険年金課
	(5) イ	寡婦年金の支給	犯罪等により死亡した夫が、死亡日の前日において保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、夫の死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳になるまでの間に支給する寡婦年金請求書を受け付けできる体制の整備を行った。 ・受付件数 (0 件)	犯罪等により死亡した夫が、死亡日の前日において保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、夫の死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳になるまでの間に支給する寡婦年金を請求された時に請求書を受け付け、日本年金機構へ進達する。	保険年金課

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
7. 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】	(5) ウ	死亡一時金の支給	<p>犯罪等により死亡した方が、死亡日の前日において国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その方によって生計を同じくしていた家族が死亡一時金の請求をされた時に請求書を受付け、日本年金機構へ進達した。</p> <p>※寡婦年金を受けられる場合はどちらか一方を選択</p> <p>・死亡一時金受付総数 (28件)</p>	<p>犯罪等により死亡した方が、死亡日の前日において国民年金第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上あり、どの年金も受けずに亡くなった場合、その方によって生計を同じくしていた家族が死亡一時金の請求をされた時に請求書を受付け、日本年金機構へ進達する。</p>	保険年金課
	(5) エ	葬祭費の支給	<p>犯罪等により国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、申請により、葬儀を行った方に葬祭費として5万円を支給することのできる体制の整備を行った。</p> <p>・件数 (8,007件)</p>	<p>犯罪等により国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、申請により、葬儀を行った方に葬祭費として5万円を支給することのできる体制の整備を行う。</p>	保険年金課
	(6) ア	ひとり親家庭等医療費の助成	<p>ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等及び児童に対して医療費を助成できる体制の整備を行った。</p> <p>※所得制限あり</p> <p>・件数 (66,965件)</p>	<p>ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等及び児童に対して医療費を助成できる体制の整備を行う。</p>	こども政策課

区分	番号	取組名	令和5年度の実績	令和6年度 実施計画	担当課
7. 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】	(6) イ	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給できる体制の整備を行った。 ・件数(75,888件)	ひとり親家庭(母または父に重度の障がいがある場合を含む)の母または父等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当を支給できる体制の整備を行う。	こども政策課
	(6) ウ	母子父子寡婦福祉資金の貸付	子どもを扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦(一部所得制限あり)、父母のない20歳未満の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行うことのできる体制の整備を行った。 ※同じ用途で複数の借入れを行う際に貸付額が減額となる場合あり ・件数(437件)	子どもを扶養している母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦(一部所得制限あり)、父母のない20歳未満の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付を行うことのできる体制の整備を行う。	こども政策課
	(6) エ	保育料の減免	犯罪等の被害により世帯の収入が減少したため保育料の納入が困難となった場合などに、保育料の減免を実施した。 ・件数(0件)	犯罪等の被害により世帯の収入が減少したため保育料の納入が困難となった場合などに、保育料の減免を実施する。	幼保運営課
	(7) ア	就学援助費の支給	経済的理由によって、就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の一部を助成した。 ・件数(10,669件)	経済的理由によって、就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の一部を助成する。	教育委員会 学務課
	(7) イ	奨学金の貸付け	修学のために経済的支援が必要な方に対して、奨学金の貸付を行った。 ・件数(191件)	修学のために経済的支援が必要な方に対して、奨学金の貸付を行う。	教育委員会 学務課

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
7. 経済的負担の軽減 【条例第19条関係】	(7) ウ	入学準備金の貸付け	<p>修学が困難な方の保護者または修学に要する費用を負担する方に、高等学校などの入学に際して必要となる費用のための資金の貸付を行った。</p> <p>・件数 (13 件)</p>	<p>修学が困難な方の保護者または修学に要する費用を負担する方に、高等学校などの入学に際して必要となる費用のための資金の貸付を行う。</p>	教育委員会 学務課
	(8)	生活保護制度	<p>犯罪等の影響により職を失うなど生活に困窮している方に対して、生活保護法に基づき、その困窮程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けた支援を行った。</p> <p>○令和5年度実績 (年度平均生活保護受給者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北区 1,022 人</li> <li>・東区 3,222 人</li> <li>・中央区 3,401 人</li> <li>・江南区 758 人</li> <li>・秋葉区 568 人</li> <li>・南区 317 人</li> <li>・西区 2,208 人</li> <li>・西蒲区 341 人</li> <li>・新潟市 11,836 人</li> </ul>	<p>犯罪等の影響により職を失うなど生活に困窮している方に対して、生活保護法に基づき、その困窮程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けた支援を行う。</p>	福祉総務課 保護室

(8) 市民等の理解の増進【取組所属：市民生活課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
8. 市民等の理解の増進 【条例第20条関係】	(1)	市民全般へ向けた広報啓発活動	<p>広報紙やホームページ、公式SNSを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」(毎年11月)および国の「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に併せた啓発活動により、市民の理解促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター・リーフレットの配布</li> <li>・SNSにおける周知</li> <li>・パネル展の実施(クロスパルにいがたにて開催)</li> <li>・ラジオCMによる周知</li> <li>・デジタルサイネージ広報</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>広報紙やホームページ、公式SNSを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」(毎年11月)および国の「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に併せた啓発活動により、市民の理解促進を図る。</p>	市民生活課 安心・安全推進室
	(2)	事業者に対する啓発活動	<p>犯罪被害者等が雇用の面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、犯罪被害者等支援についての事業者向けリーフレットの配布などの啓発活動を行った。</p> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害者等が雇用の面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、事業者に向けて、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布などの啓発活動を行う。</p>	市民生活課 安心・安全推進室

(9) 教育活動の推進【取組所属：市民生活課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
9. 教育活動の推進【条例第21条関係】	(1)	学校における啓発活動	<p>犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布により、学校における教育活動を推進した。</p> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布や教材の活用などにより、学校における教育活動を推進する。</p>	<p>市民生活課 安心・安全推進室</p>

(10) 人材の育成【取組所属：市民生活課】

区分	番号	取組名	令和5年度の取組実績	令和6年度 実施計画	担当課
10. 人材の育成【条例第22条関係】	(1)	庁内関係部署職員に対する研修の実施	<p>犯罪被害者等支援施策については、庁内の各部署が所管していることから、全庁的に連携して取り組む必要があるため、各支援業務に従事する担当職員を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属長を対象とした庁内連絡会議（令和5年7月26日開催）</li> <li>・犯罪被害者等の支援につながる業務に携わる実務担当者向けの研修（令和5年3月2日開催）</li> </ul> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害者等支援施策については、庁内の各部署が所管していることから、全庁的に連携して取り組む必要があるため、各支援業務に従事する担当職員を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上に取り組む。</p>	<p>市民生活課 安心・安全推進室</p>

(1 1) 民間支援団体に対する支援【取組所属：市民生活課】

区分	番号	取組名	令和5年度の実績	令和6年度 実施計画	担当課
1 1. 民間支援団体に対する支援【条例第23条関係】	(1)	自助グループ活動の支援	<p>犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、(公社)にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行った。</p> <p>※犯罪被害者等支援に関する実績</p>	<p>犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、(公社)にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行う。</p>	<p>市民生活課 安心・安全推進室</p>